

伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託
プロポーザル参加仕様書

伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託にかかるプロポーザルの各種手続き、要件、審査等の内容については、次のとおりとする。

1 委託業務名 伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務委託

2 業務の目的

伊勢市の高齢者福祉及び介護保険事業運営の指針とするため、老人福祉法第 20 条の 8 及び介護保険法第 117 条の規定に基づき、令和 9 年度から令和 11 年度までの「伊勢市第 11 次老人福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」を策定する。

3 委託期間 契約日～令和 9 年 3 月 24 日(水)

4 業務概要

【令和 7 年度】

高齢者実態調査の下記アンケート調査及び集計を実施

◆介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者、総合事業対象者、要支援 1・要支援 2 の高齢者）

◆在宅介護実態調査（在宅で生活している要支援・要介護者）

基礎的な地域データ及び資料の整理分析（令和 7 年度より実施）

会議運営支援(令和 7 年度より実施)

【令和 8 年度】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の分析

事業所アンケートの実施、集計、分析

基礎的な地域データ及び資料の整理分析（令和 7 年度より実施）

現行計画の進捗状況の評価及び現状と課題整理

計画目標量の設定

計画策定支援

会議運営支援(令和 7 年度より実施)

成果品の納品

5 プロポーザルの日程

本プロポーザルについての説明会は行わない。

実施内容	実施期間又は期日
仕様書の公表	令和 7 年 6 月 2 日（月）
参加申込期限 ※参加申込先 契約課	令和 7 年 6 月 16 日（月）15 時まで

参加業者決定通知	令和7年6月17日（火）まで
質疑受付期限	令和7年6月18日（水）12時まで
質疑に対する回答期限	令和7年6月19日（木）
企画提案書提出期限	令和7年7月8日（火）17時15分まで
選定委員会	令和7年7月22日（火）予定
選定結果の通知	令和7年7月29日（火）予定

6 提出書類

次のとおり作成し、提出すること。

（1）企画提案書

①表紙

「伊勢市第11次老人福祉計画・第10期介護保険事業計画」と記載すること。

②業務の実施フロー及びスケジュール（様式任意）

着手から成果品の納品までの業務スケジュール等について、途中経過を明らかにして作成すること。

③アンケート調査結果の分析についての提案（様式任意）

調査結果の分析に関する提案などについて記載すること。

④現行計画の検証に関する提案（様式任意）

現行計画に対する検証手法と考え方などを記載すること。

⑤会議支援等に対する提案（様式任意）

会議に対する業務スタンス、会議運営に対する提案、市との連絡調整（打ち合わせ等）方法などについて記載すること。

⑥計画策定に関する提案（様式任意）

計画の概要、取組姿勢や考え方などを記載すること。

⑦実施体制調書（様式1）

受託した際、本業務に携わる予定の責任者及び担当者の氏名、兼務状況（今後の予定も含む）、実績等を記載すること。

⑧業務実績調書（様式2）

過去5年間の各地方公共団体における本業務に類似する業務についての履行実績を記載すること。契約変更があった場合は、変更後の金額、変更理由についても記載すること。

⑨事業者の概要（様式任意）

事業者の基本的な事項について、資本金、売上高、従業員数等を含めて記載すること。記載内容については公表している最新の情報とする。

（2）見積書（様式3）（企画提案書とは別葉とする）

- ・見積書は、業務内容ごとの見積金額が確認できるように作成すること。消費税率10%を前提として見積もること。
- ・見積書は、企画提案書には綴じ込まずに、別に提出すること。
- ・契約上限額は、下記の金額をそれぞれの上限額とし、これを超える見積金額の提

案があった場合は失格とする。

契約上限額（全体）9,999,000 円（税込額）

（内訳） 令和 7 年度 4,059,000 円（税込額）

令和 8 年度 5,940,000 円（税込額）

7 提出書類における留意事項

①企画提案書等は正本 1 部、副本 7 部の計 8 部を提出すること。また、提出時に担当者の名刺を 1 枚添付すること。

【正本】

表紙にのみ、業務委託名と提案者名を記すこと。表紙以外の各ページには、提案者及び提案者名が特定できる個人名等の記載はしないこと。

【副本】

表紙、各ページには、提案者名及び提案者名が特定できる個人名等の記載はしないこと。

②企画提案書等の用紙サイズは A 4 とする。ただし、図面等については A 3 も可能とする。A 3 も 1 ページ換算とする。文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。

③企画提案書（②～⑥）のページ数は、20 ページ以内（両面の場合は 10 ページ以内）とする。

④企画提案書には、上記項目ごとにインデックス（見出し）をつけること。

⑤企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、すべて企画提案者の負担とする。

⑥企画提案は 1 者 1 案とする。

⑦企画提案書等受付後の内容変更は認めない。

⑧企画提案書等は返却しない。

⑨現行の「伊勢市第 10 次老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」が必要な場合は、伊勢市のホームページからダウンロードすること。

HP アドレス <https://www.city.ise.mie.jp>

トップページ「健康 医療・福祉」の「介護保険」→「介護保険事業計画」→「第 10 次老人福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」→ダウンロードファイルを選択

⑩企画提案書等は、「伊勢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等に該当するもの）にはその旨を明記すること。

⑪参加申請後に提案を辞退する場合は、その旨を記載した書面（様式任意）を提出すること。

⑫期限までに企画提案書等の提出がない場合は失格とする。

⑬市から提示する各種資料については、本プロポーザル以外に使用することを禁止する。

⑭企画提案書等の著作権等の取り扱いについては、企画提案者に帰属する。

⑮以下のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

ア：本プロポーザルに参加する資格の無い者が提案したとき。

イ：企画提案者が他人の提案の代理をしたとき。

ウ：企画提案に際して談合等の不正行為があったとき。

エ：金額、住所、氏名、印章、もしくは重要な文字の誤脱、又は判別困難及び金額を訂正した見積書を提出したとき。

オ：その他、市があらかじめ指示した事項に違反したとき及び企画提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 企画提案書及び見積書の提出方法等

- ① 提出期限 令和7年7月8日（火）午後5時15分まで（必着）
- ② 提出場所 「15 担当課(問い合わせ先)」に同じ
- ③ 提出方法 持参又は書留郵便
- ④ 提出部数 8部（正本1部、副本7部）、見積書1部

9 質疑応答等

（1）質疑の方法

- ①「15 担当課(問い合わせ先)」あてに「質問書」を電子メールに添付して行うこと。
質疑に必要な資料等がある場合は併せて添付をすること。

電子メールアドレス：kaigo@city.ise.mie.jp

電子メール件名：

【質疑】伊勢市第11次老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務一提案者名
質疑用紙ファイル名：

【質疑】伊勢市第11次老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務一提案者名

- ②質疑メールの送信後、市への到着確認を「15 担当課(問い合わせ先)」まで電話で行うこと。

（2）質疑受付期限 令和7年6月18日（水）12時まで

（3）質疑に対する回答

令和7年6月19日（木）午後5時までに、全企画提案者に対し、全ての質疑の回答を電子メールにて通知する。なお、質疑者に対する個別の回答は行わない。

10 企画提案書等の審査方法及び評価基準

（1）審査方法

伊勢市第11次老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて企画提案書等の審査及び評価を行う。

（2）審査項目及び評価基準

企画提案書等により、「伊勢市第11次老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル選定にかかる評価基準」に基づき審査及び評価をする。

また、企画提案者数が1者であっても評価基準に基づく審査を実施し、価格評価を含まない合計得点が基準点に満たない場合には、当該企画提案者を受託候補者として決定しないことがある。

【プレゼンテーション】

- ア 実施日時 令和7年7月22日（火）予定
イ 場 所 伊勢市役所（伊勢市岩渕1丁目7-29）予定
ウ 実施時間 1事業者につき40分以内（説明20分・質疑応答20分程度）
エ その他の事項

- ・プレゼンテーションは、プロポーザル参加申込を受領した順とする。
- ・プレゼンテーションの説明者は、本業務の責任者が行い、出席者数は3名までとする。
- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づいて説明を行うこと。追加の資料・提案は認めない。
- ・プロジェクター及びスクリーンの使用は不可とする。
- ・参加申込者の事業に関する情報を公開することによって、権利・競争上の地位その他正当な利益を害することがあるため、本審査は非公開とする。

（3）受託候補者の特定

企画提案書等の順位は、次の各号により決定をするものとする。

- ① 各選定委員は、「伊勢市第11次老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル選定にかかる評価基準」により算出した評価点の合計の高い順に順位をつける。ただし、m位にn者の提案が同点で並んだ場合は、次の数値を順位とする。

$$[m + (m + 1) + \cdots + [m + (n - 1)]] \div n$$

- ② 上記の順位を順位点として、「伊勢市第11次老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務委託プロポーザル選定にかかる集計表」により順位点を集計し、数値の低いものを上位として総合順位をつける。

上記により、順位が1位の者を受託候補者として選定する。なお、順位1位の者が2人以上ある場合は、その順位1位の者で価格評価点を除く採点合計により、上記①及び②の方法で順位点を集計し、最も数値の低い者を受託候補者として選定する。それでもなお差がつかない場合は、選定委員長が選定委員会に諮って決定する。

ただし、選定委員の1名以上が価格評価を含まない合計得点を基準点未満とした場合には、選定委員長が選定委員会に諮り、当該企画提案者を受託候補者として決定しない場合がある。

（4）審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。また、「企画提案者数」「受託候補者名」を市ホームページにて公表するものとする。

- ①審査結果(順位)
- ②企画提案者数
- ③受託候補者名

※選定結果の異議申し立てについては一切受け付けないため、了承した上でプロポーザルに参加をすること。

1 1 契約上限額

この業務に係る委託料は、9,999,000 円（税込額）を上限額としていることから、業務委託料の積算にあつては、この範囲内とすること。

支払い条件として、令和 7 年度は 4,059,000 円を上限とする。

1 2 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と企画提案内容を含めた当該業務について十分に協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、当該事業者に対し、指名停止等の欠落事項が生じた場合は契約しない場合がある。また、協議が調わないときは、契約できない場合もある。

(2) 契約保証金 免除する。

1 3 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

(1) プロポーザルの参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 本仕様書で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 6（2）に記載する契約上限額を超える見積金額の提案があった場合

(5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1 4 その他

(1) 本仕様書に定める関係法令、規則等の条項について、法改正等があった場合は、改正後の条項に規定するものとする。

(2) 法改正、制度改正等による情勢の変化によっては、当該契約を変更する場合がある。

(3) 本プロポーザルの実施において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

(4) 伊勢市契約規則をはじめとする、関係法令、規則等を遵守すること。

1 5 担当課(問い合わせ先)

〒516-8601

三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市健康福祉部介護保険課 介護給付係 （担当者：中村・村田）

電話 (0596) 21-5560

ファクス (0596) 20-8555

電子メール kaigo@city.ise.mie.jp